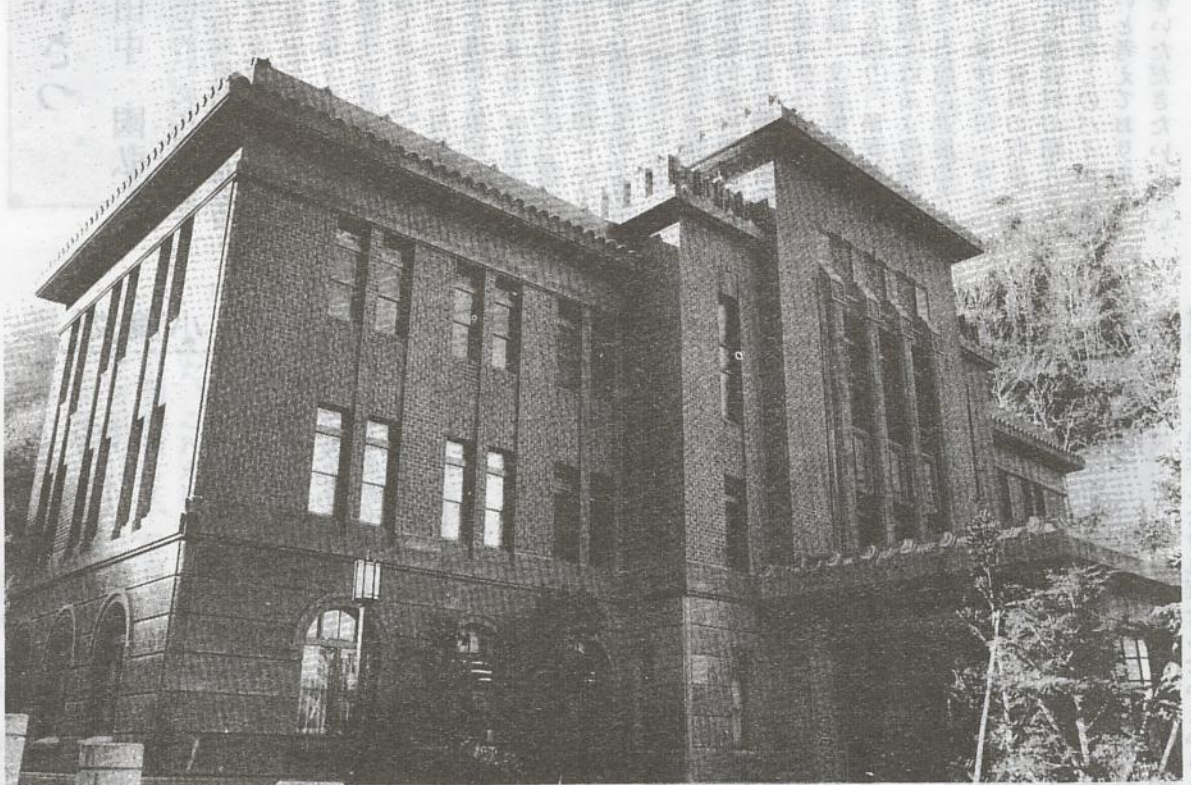


徳島県立文書館

創刊号

もん しょ かん
文書館だより



第一回古文書講座

内容 古文書解読のための基礎講座
期間 五月十一日から九月十四日まで
隔週土曜日
回数 十回
時間 午後二時から二時間
場所 文書館二階講座室
定員 四十五名
募集

往復葉書に住所・氏名・電話番号をお書きのうえ、四月二十日までにお申込ください。申込が多数の場合は、抽選とさせていただきます。

あて先・問い合わせ
〒七七〇 徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内 徳島県立文書館
電話 〇八八六(六八)三七〇〇

資料紹介展

「蜂須賀家家臣・渡辺家資料展」

五月三日から八月三十一日まで

●●●目次●●●

特色ある地方文書館……大和 武生……2

利用者が主役……藤丸 昭……3

一枚の写真……5

資料紹介……6

ど「徳島の文書館に行けば分かる」という確信を持ってもらうための資料収集が要求される。

他にも徳島には直接関係しなくとも、「芸能史は充実している」とか、「漁業関係の資料は多い」とかいうような特色ある文書館であるべきである。人にはそれぞれ顔があるように、文書館にもそれぞれの特徴を備えるべきである。これは今後の収集資料の状況と利用者の要望によって、徐々に形が整ってくるものがある。

4 研究・情報センター

文書館が単なる資料の収蔵庫と異なり、本来の機能を発揮するのは、地域の研究センターとしての役割である。その第一が研究資料の収集であるのはいうまでもない。それとともに、研究情報の収集・提供という問題がある。

地域の歴史にとどまらず、自然・民俗・産業・料理・スポーツなど、政治・経済・文化のあらゆる分野にわたって、地域の研究者にたいして先人の業績や所在情報を提供する任務も文書館の重要な機能のひとつである。

5 工夫のある運営

徳島県立文書館が、地域に根を張った施設として機能していくためには、しっかりと地域に目を向け、資料・情報の収集を第一とし、質量ともに充実した内容にするともに、次のような事からについても配慮していく必要がある。

そのひとつは、展示の問題である。他府県の類似館に比較して、本館の著しい特徴は文化の森を訪れ、足を延ばす「ついでに来館者」

が多いことであろう。このような文書館の性格を知らずに訪れ、特に遠足等で訪れる小・中・高校の生徒たちに、文書や記録の不思議な魅力を少しでも伝えるためには、視角的でわかりやすい展示を工夫すべきである。また企画展の空きの間をフオーローする簡易な展示も必要であろう。「訪れたが何もなかった」という状況を作ることはいできない。

小論文

利用者が主役

文書館の利用者とは

文書館は利用者に育てられ、利用者によって充実が促され、また、文書館は利用されて存在権が確立する。

公費によって設置され、公費によって運営される県立文書館が、県民と県にゆかりのある人々に利用されるためには、何が必要であるか、この命題に答えることが急がれる。

ところで、ここでわたしが述べる文書館の利用者とはどういう人々であろうか。

わたしは、文書館の利用者を二様に大別して考える。一つは一般利用者であり、もう一つは特別利用者である。

一般利用者とは、一、文書館資料（詳細については別途する）を閲覧利用する場合、二、文書館が主催あるいは共催等で実施する各種講座講演等に参加する場合、三、文書館が主

次に、県民との協力関係がある。その内容は多彩であり、利用してもらう、どんな資料が欲しいか要求してもらう、未収集資料の所在を教示してもらう等々いろいろと協力関係が考えられる。このような協力関係が「県民に親しまれる文書館」の基盤となることを自覚し県民に積極的に働きかけることが大切であると考えている。

主任専門員 藤丸 昭

催あるいは共催等で実施する各種展示等を見学する場合、この三方法によって文書館の施設と資料を利用する人々が一般利用者である。

文書館は、いま述べた一般利用者を、より多く獲得する努力を集中しなくてはならないが、実は、そのためにこそ、次に述べる特別利用者の存在が重大な位置を占める。

わたしが文書館にとつて、最も重大と考える特別利用者とはどういう人々であろうか。ここで述べる特別利用者とは、一つは、現在県庁ならびに県の各施設（各種委員会等を含む）に勤務する公務員であり、もう一つは、現在県下ならびに県外に在住する古文書等を所蔵する人々である。

わが県立文書館は、文書館資料（の主要なもの）として、公文書・行政資料・古文書の

発刊のごあいさつ

館長 田中 國弘

徳島県立文書館は、歴史的、文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料を収集、保存し、これらを県民の利用に供することにより、郷土の歴史を学び、郷土を愛する心をつくり、郷土を築く力が生まれてくることを期待して、昨年十一月三日「文化の日」を期して開館いたしました。

当館の建設は、昭和六十一年一月に建設が決定され、同年七月に基本構想を策定、十月にはその基本設計が完了しました。これは「公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）」の公布の前でありましたが、この法律にいう公文書館と徳島県立文書館とは同じものであります。

また、当館は、四国で初めて、全国都道府県立としても十九番目と比較的早い時期に発足することができましたことは、関係者の熱意とご尽力の結果であります。

私どもといたしましては、文書館資料の収集整理に努め、その充実を図り、県民の皆様喜んで利用される文書館となるよう努力してまいりたいと存じます。当館の進展のためご協力、ご支援をお願いします。

この「文書館だより」は、資料の収集、整理等文書館活動の状況や所蔵資料の紹介等の情報を提供し、当館と利用者とのパイプの役割をはたすものにしりたいと考えております。皆様のご意見、ご叱正をいただきたいと思います。

小論文

特色ある地方文書館

副館長 大和 武生

1 文書館の基本的性格

平成二年、文化の日の開設以来約三か月で、徳島県立文書館への入館者は、一万四千人余であり、一日平均二一五人である。極寒の二月に入って、少々開設当初の賑わいはおさまったようだが、それでも平日は三〇人、日曜日は二〇〇人余りの来館者を迎えている。その多くは文化の森公園を訪れたついでに、旧県庁舎の面影の残る本館に足を延ばした人たちであろうと思われるが、それでも文書館の存在と名称は着実に県民の間に広がりがつつある。

本館設立過程で、県民の間に文書館設置と旧県庁舎保存の要望があった。設立期における県民の要望を持続発展させ、今後の本館の運営に生かし「県民に親しまれる文書館」を運営していくために、必要と考えられる諸点をいくつかあげてみたい。

2 基本的収集資料

昭和六十二年公布され、文書館設置の法的根拠となっている「公文書館法」では、国や地方公共団体が、公務遂行のために作成する公文書の収集保存を義務付けている。この法律の精神に基づけば、公務員が公費を使い公務として作成する文書は、物品と同様に公的財産として保存しなければならないというこ

とになる。

このような「公財産としての文書」は、物理的にすべてを保存することはできない。保存すべき歴史的文化的価値を有する資料は、未来を予測して現在の目で選択するしか方法はない。この場合に文書作成者（公務員）や文書館員の感覚で選択するが、研究者や民間の人々の視点を十分に汲み取ることも大切になってくる。

資料収集の具体的方法論は確立していないが、公文書では行政面での正確な成果とその過程が忠実に保存されることが必要である。また古文書では棟付帳・検地帳等をはじめ基本的資料は実物が複製ですべて収集する。

3 特色ある資料の収集

地方文書館が当該地域の標準的資料を収集することは、極めて重要なことではあるが、それだけに終始することでは十分とはいえない。

その地方を特色付ける資料を集中的に収集する必要がある。特産物や地方芸能、地方の人物などの資料の収集は、徳島県民のみならず全国からの要請に応えるためにも必要であるし、責務であるといえよう。例えば徳島の場合には、藍・人形浄瑠璃・阿波踊りなどの資料、柴野栗山・貫名松翁等の業績や著書な

一枚の写真

写真は歴史を語ってくれる重要な資料です。文書館が所蔵する写真を紹介するコーナーです。

旧県庁舎の南側に林立していた

県職員になりたての頃、先輩からこんな話を聞きました。

「昔な、(旧)県庁舎の南側にはワシントンやしがようけ生えとつてな。徳島駅にあるのはそれを持っていったんじゃ。」

私を知っていたのは、守衛室南側にあった二本だけでした。

先日、県の都市計画課から送られてきた古びた写真集をめくって、目をみはりました。あったのです。旧県庁の南側に林立しているワシントンやしの写真が、長い体を馬車の上に横たえ、旧県庁舎から引かれていく姿



や、新町橋通りに植えかえられている姿が写っているのもあります。写真集に書かれているところによると昭和二十八年のもののようにです。

先輩はどうに退職されました。数本の桜の木だけが、旧県庁舎のあった頃と変わらず咲き続けています。

「文化の森にある文書館は、旧県庁舎の建材を使って再現されたものなんじゃよ。」と今度は自分が語り継ぐ番となりました。(福本紀美子)

一枚の写真

重大な忘れ物に気がついた！文書館の使命である公文書・行政資料の収集整理を手がけて思い知らされたことに、写真は、記念・記

所感

調査員 小原 亨

文書館の誕生は、二十一世紀に向けた「文化徳島」を創造する画期的事業である。

県民の一人として、この企画と誕生を心から祝福するとともに、今後の文化推進の殿堂としての役割に期待している。

船が安全に航行するには、羅針盤が必要である。県民から愛され、親しまれ、学習の拠り所としての順調な船出の羅針盤役は、誰がやってくるのだろうか。文書館の盛衰は、い

録・スナップ・芸術等のためにとるものであり、いつとときの楽しみのものという程度に考えていた。

しかし一枚の写真であっても、それは時代の鏡であり、風土・風俗・文化などその時代を支えたすべてのものが包括されているものである。写真はその時代を認識することができ、それを将来にどう生かすか生かしてこそその写真が残る意義があると遅まきながら気がついた。

そういった意味において文書館の設立が時代の要請とはいえ、重大な使命を帯びて生まれたものであり、私個人としてもこの仕事にたずさわれたことは光栄である。今は文書館の使命達成の一助になればと文書館に収集保存された資料の活用を願いながら、微力を傾け整理に励んでいる次第である。(文化推進員 松原 昭夫)

つにかかって、ここにありそうだ。

今、私は、徳島の林政について執筆中である。その資料の収集に第二の故郷でもある、木頭山へ出かけた。その折、藩政時代の仁字谷往還道に関する交通資料を入手することができた。この資料は、阿波交通史にとっての新材料として貴重な文書といえる。

私のふところに暖めることなく、広く関係者の利用をと文書館へ寄贈を考えている。

手前味噌になるが、今後の徳島文化推進のよりどころとして、文書館が自他ともに認められる要因は、県民一人一人が文書館を自家の書庫・書齋として大切に見守り育てて行く心根にあると考える。

三資料群を特定しており、文書館は主として上記の資料群を管理し活用する施設である。

さて以上の三資料群はどれも、概していえば、購入取得可能なものではない。特に公文書は一件書類たりとも購入取得は不可能である。

公文書は公務執行機関が公務執行上の不可欠なものとして作成する文書資料の総体であり、公文書作成にたずさわる人々の英智と衆智の集約されたものである。また、個別的には、関係した人々の血と汗のにじむ、その結晶ということが出来る。

公文書は、たえず当該住民の利害にかかわりつつ作成される場合もあり、人権にかかわるものもある。

文書館が公文書を文書館資料として収蔵・管理・活用するためには、公文書の特性を十分に認識しなくてはならない。この認識が先行して取扱いに万全が期せられるとき文書館が公文書作成機関の信頼によって、利用されることになる。

公文書作成機関が文書館を利用するということは、公文書の文書館への移管ということと具現する。このことは行政資料についても、ほぼ同様である。

文書館が県ならびに県下市町村の行政遂行のための資料活用センターとして機能する一面を具備しなくてはならず、そのためにこそ公文書関係者の利用を望むのである。

古文書の重要性については、公文書の成立

が現在に限りなく近いのに比較して、成立が時間的にやや古いという差はあるが、他はほぼ同様である。

公文書は公務執行機関に保管されているが、古文書は普通には個人が所属しており、加えて家宝として何代にもわたって伝えられたものが多い。

この古文書所蔵者が文書館の特別利用者となつて、文書館が利用されるということは具体的に古文書類が文書館に寄贈（寄付）あるいは寄託されるということと具現する。

公文書・行政資料が移管され、古文書が寄贈あるいは寄託されるということは、文書館業務に協力するという次元のものではない。文書館が文書資料収蔵保管活用の専門施設として利用されることである。

公文書・行政資料は、公務機関から文書館に移管されて、その後、時期が考慮されて活用が開始される。このときに一件書類、一点資料は他類似資料とともに、行政発展の歴史情報の発信を開始する。

また、古文書は、個別な所有者から、文書館に寄贈（寄付）、寄託されて、活用が開始されるるとき、社会発展の歴史情報の発信を開始する。

文書館は、公文書等の管理者と古文書等の所蔵者から、信頼されて利用されるための努力を集中し継続しなくては充実はおぼつかない。いま大切なことは、努力の方向を間違えないことであると自訓自戒している。

文書館

Q & A

— 文書館に寄せられた皆さんの疑問・質問にお答えするコーナーです。

Q 文書館と図書館はどう違うのですか。

A 大きっぱに言いますと、図書館は多くの人に読んでもらうことを目的として出版された図書を利用者に提供しますが、文書館は行政上の目的で作成された公文書や、特定の個人に宛てた手紙・通達などの古文書を収集・保存する施設です。

したがって徳島県のことを調べるときにも、すでに誰かがまとめた本を読みたい場合には図書館に行けばたくさん書類があります。

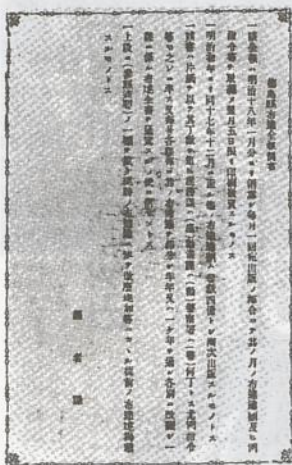
しかし、もとの資料に当たりたいときには文書館の方が便利です。文書館には、この世に一つしかないような資料がたくさんあります。

また、徳島県について調べたいときに、「どんな資料がどこにあるか」「今までどんな研究成果があるのか」というような調査や研究のための情報提供も文書館の重要な仕事の一つです。

明治期の県報

現在の「徳島県報」は、県の条例・規則・告示・訓令等の公布・公表する事項を登載し、毎週火曜日と金曜日に定期刊行し、希望者に対して購読料一箇月一、二〇〇円で有償配布されています。この「県報」の前身は、明治十八年四月十三日に第一号が発行された「徳島県布達全報」が最初です。この第一号例言に「明治十八年分ヨリ創意シ、毎月一回宛、出版ノ都合ニテ其ノ月ノ布達類及ヒ何指令等ヲ取纏メ、翌月五日ヲ限り印刷発行スルモノ」とあり、さらに奥付には「一冊正価金十五銭、六冊分前金八十一銭、市外御送付ノ分ハ外ニ郵送料一冊ニ付二銭宛可申受事、持主兼印刷人林省三、編輯人折原二郎、発行所林省三書房、大売捌所世渡谷文吉」とあります。この「徳島県布達全報」は、翌十九年六月分の第十八号まで発行されています。

次に、「徳島県公文類輯」が昭和十九年十月分から五年近く発行されています。



明治二十二年一月十日発行の第二十七号の奥付には「毎月十日発行、定価一冊十五銭、十二冊（一ケ年）分金一円二十銭、本社発行ノ徳島日日新聞六カ月以上予約御購読ノ諸君ニ限り本誌前金御注文ノ節ハ特別割引ヲ以テ一ケ年分即チ十二冊分金一円ニテ差上可申候、発行人兼印刷人小倉本蔵、編集人前田治、発行所普通社」と書かれています。

その後、明治二十四年以降は「徳島県公布全書」が発行されています。

この「徳島県公布全書」の第一号は、明治二十四年一月分の県令、訓令等を掲載し、同年四月十日印刷、出版され、一冊七銭（送料共）、六冊前金三十六銭、十二冊前金七十銭、編輯兼発行人は国安久助、印刷人は遠藤春昇でありました。

これらの「全報」「類輯」「全書」は、一か月分まとめて発行されていたので、県令・訓令・告示・諭達等の公布は、当時発刊の新聞に掲載することにしていました。（明治十九年九月二十五日徳島県令第十二号）

また、これらは、布達や県令・訓令・告示等に分類編綴して、保存されてきました。当文書館では、これらを複製本にして、収蔵しておりますので、明治年代の県政の調査研究資料になります。

（館長 田中 國弘）

行事予定

五月三日から 資料紹介展1「蜂須賀家臣・渡辺家資料展」開催
五月十一日から 第一回古文書講座開催（二ページ参照）

五月十八日 第一回歴史講座開催（予定）
十一月三日から 資料紹介展2「井上家資料展」（仮題）開催
十一月六日 第十七回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会開催

利用案内

開館時間

* 九時半～五時

（四月～九月の水曜日は七時まで延長）

休館日

* 毎週月曜日

* 毎月第三木曜日

* 祝日（五月三日～五日、十一月三日を除く）

* 年末年始（十二月二十八日～一月四日）

交通

* JR徳島駅から徳島市営バス・徳島バス利用（二十五分）
* JR牟岐線文化の森駅から徒歩（二十分）

所蔵資料紹介

文書館が所蔵する資料を紹介するコーナーです。

徳島日日新報

文書館資料のなかで、接することが少ない古文書や公文書は貴重だと考えられやすいですが、普段接することの多い新聞や写真に目が向けられることは少ないようです。

特に新聞は本来用紙やインクなどの性質上永く保存のできるものではありません。けれども新聞を陽に当てて置くとすぐに色が黄色くなり弱くなってしまふことを、経験したことがあると思います。文書館で収集し整理している新聞には、戦前の古いものが多く、変色劣化が進み折り目などからやぶれやすいので、慎重に神経を使って取り扱わなければなりません。

最近ですが、昭和十五年五月の徳島日日新報を整理保全する作業をしているとき「アツ」と目が記事に止まりました。(写真1)殉職

殉職警察官の

血染の記念品



警察官のことで明治初期からの、徳島県警察官のことが出ています。この

1)の、徳島

記事のト

ップに私

の家人の

名が出て

おりま

す。殉職

されたと

きのよう

すが書か

れ、その

当時のよ

うすを物

語ってい

ます。

さらに

その前を

調べてみますと、「時局警察博覧会」の案内が

あります(写真2)。東京警察博物館の移動展

(全国移動展)を徳島日日新報社が主催し県

警察部、市役所、防犯協会の後援で開催した

ものです。父が県警察部(現在の県警本部)

の推薦で記念品(辞令・表彰状等の資料)を

博覧会に出品したのです。本県からの賛助出

品もあつたのです。当時学生であつた私もこ

の博覧会を東新町の「楽屋(現在の京屋)で

見たことをおぼろげに憶えています。五月十

八日には会場で主催者側が遺族を招き殉職警

察官の慰霊祭を盛大に行いました(写真3)。こ

父が遺族の代表として玉串を捧げました。こ

の博覧会は好評のうちに幕を閉じたよう



(写真3)

(写真2)

最近お会いした方からよく、「文書館は軌道に乗りましたか。」と聞かれますが、そのはずで、昨年十一月当文書館が開館してから早くも五か月になります。開館記念展「徳島県の成立」には、毎日多数の観覧者をお迎えしており、閲覧や利用相談等も、「文化の森」の恵まれた環境のなかで順調に進んでおりますが、真の意味で当館が軌道に乗るには、これから長い年月が必要なものと考えられます。

当館の業務には、閲覧等の利用、展示・講座等の教育普及事業、文書館資料に関する調査研究等がありますが、より重要なことはこれらの業務との均衡をとりながら、着実な文書館資料の収集と整理こそ文書館の使命であり、その歩みはゆっくりとされていますが、三十年後、五十年後になって、はじめて業績が評価されるものと考えております。どうか皆様方には、これから文書館を育てていただきますよう、ご協力、ご支援のほどよろしく願います。(館長 田中 國弘)

県民が研究・調査の資料としてどしどし活用してもらうことが大切ですし、身近な資料と接することによって生活を豊かに広げることにつながると思われたいと実感しました。(文化推進員 濱田 稔)

文書館のあゆみ

平成2年11月3日

文化の森総合公園とともに文書館開館

開館記念展「徳島県の成立」公開

11月10日

開館記念講演 元国立史料館教授原島陽一先生

11月15日

那賀川町横井家文書を受取(三回目)

12月4日

文化の森国際識字年記念資料展を開催

12月7日

中国文化施設団が来館

12月20日

第十六回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会に参加(田中・中村・藤丸)

12月22日

那賀川町横井家文書を受取(四回目)

12月4日

県庁各課の行政資料を収集

12月17日

文化の森で文化財防火訓練を実施

12月20日

国立史料館研究会に出席(金原)

1月29日

文化庁長官川村恒明氏が来館

2月14日

阿南市西崎家文書受取

2月15日

公文書の収集

文書館で閲覧できる古文書

井上家文書(阿南市富岡町) 三五八三点

近世後期から近代

武田家文書(美馬郡貞光町) 組頭庄屋等多彩

近世から近代

蜂須賀家文書 庄屋文書多彩

近世から近代

書簡等家政文書 一四九〇点

以上は県立図書館作成の所蔵資料目録を利用して閲覧したい資料を探してください。また蜂須賀家文書はデータベースによる検索も可能です。

入田村文書(徳島市入田町) 二二二点

近世後期から近代前期

渡辺家文書(板野郡藍住町) 質点証文等

近世から近代

伊丹家文書(徳島市大松町) 二六一点

近世から近代

天野家文書(鳴門市撫養町) 武家家政文書

近世後期から近代

木津野村文書(鳴門市大津町) 養蚕経営関係等

近世から現代

手束家文書(板野郡吉野町) 一五九点

近代から現代

近世から現代 商家文書

近代から現代 行政文書

近世から現代 地主経営文書

近代から現代 八七一点

以上は文化の森データベースを利用して閲覧したい資料を探してください。

以上は文化の森データベースを利用して閲覧したい資料を探してください。

◆編集後記◆

創刊号をお届けします。

「文化の森にある文書館はどこなところなのか。いったい何をしているところなのか」というような疑問に答えることができ、さらに文書館という新しい施設に興味を持ってもらえたらと思います。

湾岸戦争の報道を見てみると、歴史は確実に動いているということを実感します。文書館員の使命として、その歴史をどのように切りとって残していくかを考えると身が引き締まる思いがします。

古い歴史を伝えていくことも大切ですが、情報過多の今の時代から、何を未来に残していくのかを考えることも文書館の役目です。

(祐)



文書館だより 創刊号

平成三年(一九九一)三月二十五日

編集兼発行 徳島県立文書館

徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内

印刷 徳島県教育印刷株式会社